

## 第4章

# 自然環境と共生する 安全なまちづくり



## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第1節 環境の保全と循環型社会の形成

#### 現状と課題

本町を取り巻く海、山、川等の雄大な自然及びそこに生息する多くの動植物などは、町民にとってかけがえのない財産です。こうした自然を将来にわたって引き継いでいくために、自然の保全に重点を置いた環境と共生するまちづくりを進めることが必要です。

また、自然資源を農林水産業や観光産業等に活用するとともに、自然エネルギーとして活用するなど、自然資源の保全に十分配慮した活用を進めることも求められています。

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス排出量を削減することは、人類共通の課題となっています。

このような中で、本町では、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、びん・缶・ペットボトル・プラスチック等の分別収集によりリサイクル（再資源化）を図っています。

そこでは、自然資源の保全に配慮しつつ、有効利用・再利用を図るなど、環境への負荷の少ないものに変えていくことが差し迫った課題といえます。

また、さらなるごみの減量化を行っていくために、ごみをつくらない、再使用できるものは再使用する、再生利用の3R活動を推進することが循環型社会を形成していく上で重要となります。

#### 政策の基本方針

豊かな自然環境を次代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷軽減や環境保全に努めるとともに、町民が自然と共生できるまちづくりを推進します。

また、町域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、社会基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、町民、事業者、町が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や風力利用など、再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

さらに、廃棄物の発生の抑制に取り組むとともに、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、「ごみの減量化」を進めます。

本町の歴史や自然と調和した個性豊かな町の景観、自然景観や公共空間の創出を図るために、民間・行政が一体となった取組に努めます。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 施策の体系

#### 第1項 地球環境の保全

##### (1) 環境保全への取組強化

環境に関する現状と各種情報を広く町民に周知し、安全で快適な生活を営むための生活環境の保全と整備を図ります。

##### (3) 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画をSDGsに沿って策定し、町民、事業者、町が一体となって、限りある資源・エネルギーの有効利用を図るため、省エネルギーの取組を進めるとともに、太陽光発電や風力利用など、再生可能エネルギーの導入を促進するなど温室効果ガスの削減に取り組みます。

##### (2) 自然エネルギーの活用

風力発電や小水力発電、バイオマスエネルギーなど自然エネルギーを活用した新しい技術によるエネルギー利用の普及促進を図ります。

##### (4) 景観に配慮したまちづくり

自然環境を保全しながら、開発による影響を抑制する規制誘導に努め、本町の特徴である山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を保全しつつ景観・空間の創出を図ります。

また、観光サイン等についても、自然景観に配慮したデザイン等の導入を図ります。

さらに、南大隅町ふるさと環境美化条例等に基づいたポイ捨て禁止などの啓発に努めます。

#### 第2項 循環型社会の形成促進

##### (1) ごみの減量化とリサイクルの推進

限りある資源を保全するために、町民の理解と協力を得ながらごみの減量を進め、びん・缶・ペットボトル・プラスチック等の資源化や生ごみの堆肥化などの再利用に取り組みます。

また、マイバッグ持参運動など町民が主体となって行う省エネ・リサイクル運動を推進し、環境に対する意識の高揚を図ります。

##### (2) ごみの不法投棄対策

廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄が行われた場所や状況に関する情報整理、不法投棄防止等の看板の設置などを行い、関係機関と連携をとりながら、対策の強化と未然防止に努めます。

#### 【地球温暖化対策】

地球温暖化（「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象」）の防止を図るため行う、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などの施策や取組のことです。

#### 【SDGs】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第2節 生活基盤の整備

#### 現状と課題

本町の人口は減少傾向にあり、核家族化が進むとともに高齢化が急激に進んでいます。また、大都市から遠く、就労の場も少ないことから、若者の定住が進みにくいのが実情です。そのため、人口流失を防ぐためにも既存の住宅を整備・改修などにより、定住促進を図る必要があります。

このような中で、町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため修繕・改修などの活用手法を定め、長期的な維持管理が必要となります。

水道事業については、平成31年4月1日現在普及率は98.4%となっており、定期的な水質検査も行うなど、安全でおいしい水の供給に努めており、今後施設管理の効率化、経営の合理化を図る必要があります。下水処理については、合併処理浄化槽等の設置や農業集落排水事業により、衛生環境が改善されつつあります。衛生面から下水処理を推進していくことも重要な課題です。

地籍調査については、平成29年度の進捗率が31.6%となっており、町民の財産を守り、土地利用の高度化にもつながることから、豊かな生活環境をつくりあげるためにも、早期完了に向けて推進に努める必要があります。

情報基盤については、町内全域でブロードバンド環境は実現されましたが、ADSLに留まっており、十分な通信環境が得られない地域があります。

また、携帯電話を利用できない地域もあることから、早急に情報通信基盤の充実を図る必要があります。

#### 政策の基本方針

本町への定住促進を図るため、快適で安心・安全な住宅環境整備を促進するとともに、定住者の住宅取得等について支援を行います。町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めます。

上水については、今後、水道管及び老朽施設の更新を行い、下水についても、地域の実情に応じて合併処理浄化槽等を推進し、農業集落排水事業を維持していきます。

地籍調査の実施については、実施することで、土地の実態把握や筆界等のトラブルの解消、不公平課税の是正、災害等の復旧など土地の基本データの整備に努めます。

情報基盤については、ITの恩恵を町内全域で受けることができる情報基盤整備と、ITに慣れ親しめる環境整備を目指します。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 施策の体系

#### 第1項 定住促進のための支援

##### (1) 移住者への支援

お試し移住体験ツアーなど試行的な短期滞在に対する支援を行うとともに、地域おこし協力隊など国や県等の事業を活用した移住対策を積極的に実施します。

また、移住者を対象とした定住促進住宅取得資金補助制度を推進し、本町への定住促進に努めます。

さらに、移住者のネットワークづくりを進め、継続的な交流会等の開催を通じて、移住者同士が相談や交流を行うことを初期の活動とし、将来的には新たな移住の手助けなど活動の展開を期待する活動を進めます。

##### (3) 若者流出対策の推進

現在実施している婚活イベントを継続的に実施し、独身男女の出会いを応援します。

また、ネッピー岬ちゃん奨学金や子育て応援特別手当などのUターンを促すインセンティブ制度の運用を図ります。

##### (2) 空き家・空き地対策の強化

空き家活用計画に則り、空き家調査の実施、既存の空き家バンクの活性化、お試し住宅の整備など、移住者の定住促進に向けた空き家・空き地対策を総合的に強化します。

また、遊休公共施設等についても地域の資源とみなし、柔軟な利活用を図ります。

#### 第2項 良質な住宅ストックの維持

##### (1) 町営・公営住宅の計画的な整備

町営・公営住宅を将来にわたって良質な社会的資産として有効に活用するため、改善の長期的な方針である「公営住宅等長寿命化計画」に沿って、建て替えや既存住宅の改修や修繕を計画的に進め、居住ニーズに対応した住宅ストックの維持に努めます。

#### 第3項 上下水道の整備と維持管理

##### (1) 上水道の整備と維持管理

施設や管路の更新・整備を順次行い、安定した給水供給及び施設管理の効率化、経営の合理化を図っていきます。

##### (2) 公衆衛生施設の整備

自然と生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的とし、合併浄化槽設置整備事業の普及率向上に努めます。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第4項 地籍調査の推進

#### (1) 地籍調査の推進

籍調査により災害復旧の迅速化、土地取引の円滑化、森林管理の適正化、公共事業の円滑化や固定資産税の適正な課税を図り、すべての人が、暮らしやすく、安心安全なまちづくりに努めます。

### 第5項 情報基盤整備の推進

#### (1) 情報通信基盤の整備促進

町内全地域で、いつでも、どこでも、何でも、誰でもあたりまえに情報が得ることができ、発信できる環境の整備を推進するために、より高速な光ファイバー網の導入及び携帯電話不感地域の解消に向けて、引き続き、関係機関と連携した取組を進めます。

また、観光地や産業推進上の携帯電話不感地域解消に向けた情報の集約と要望を実施します。

さらに、光回線や5G、LPWA等のネットワークの整備により、デジタルデバイドを効果的に解消するスマートタウンを推進します。

#### (3) 情報活用能力の向上

町民が広くITの恩恵を享受できるように、教育、生活・福祉、防災などの分野別に必要なIT講習会等を開催し、情報活用能力の向上を図ります。

また、職員向けのIT研修や情報共有化の仕組みづくりなどを進めます。

#### (2) 情報通信技術の活用

情報通信技術（ICT・IoT・AI・ロボット等）の進展は著しく、社会のあらゆる分野で必要とされ、情報の共有化や通信手段の多様化が進む一方で、適切な利活用が求められています。特に経済分野では、情報通信技術の積極的な活用による生産性の向上等が期待されています。

本町においては、経済活動のみならず、地域コミュニティ、医療・福祉、教育など社会課題解決の手段として情報通信技術の活用を図るため、積極的に推進していきます。

#### 【5G】

5Gとは「第5世代移動通信システム」のこと。次世代の通信インフラとして、日本では2020年から商用サービスがスタート。「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴を軸に、社会に大きな技術革新をもたらすといわれています。

#### 【LPWA】

LPWA（Low Power Wide Area）とは、なるべく消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式で、IoTの構成要素の1つとして注目されています。

#### 【デジタルデバイド】

デジタルデバイドとは、コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。



## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第3節 道路・交通基盤の整備

#### 現状と課題

公共交通については、廃止路線代替バスの運行、スクールバスの一般混乗と佐多地区コミュニティバス、乗り合いタクシーを運行しています。高齢化が進む中で、今後とも交通弱者の移動手段として公共交通体系の確立が必要となります。

骨格幹線道路については、平成26年12月21日、東九州自動車道が鹿屋串良JCTまで、大隅縦貫道鹿屋串良JCTから笠之原ICが開通し、本町の高速道路網へのアクセスが格段に向上しましたが、今後は、大隅縦貫道の笠之原IC以南の早期整備、高速道路網へのアクセス道路の整備とともに、国道269号の改良など、国・県に積極的な要請を図る必要があります。

町道については、改良舗装事業、維持補修事業のほか、県道鹿屋吾平佐多線、池田根占線、内之浦佐多線などの整備が進められてきておりますが、今後とも、町民の日常生活や経済活動の基盤として、引き続き、計画的な維持・改良を推進し、災害等に強い道路整備を行う必要があります。

#### 政策の基本方針

本町は交通不便地帯であり、今後、ますます人口減少や少子高齢化が進むと思われ、高齢者や高校生等の交通手段確保は重要であります。地域公共交通会議で協議し、高齢者や高校生等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図ります。

また、道路整備については、町民の安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、観光と連携し整備を行っていきます。



## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 施策の体系

#### 第1項 公共交通の整備

##### (1) コミュニティバス等の導入・改善

地域公共交通会議を中心に、運行形態・経路等を検討・協議し、町内全域コミュニティバスの運行を図るとともに、A I等を活用したデマンド交通や乗合タクシー等の導入、貨客混載等も含め、利用者の利便性の高い本町に合った公共交通の整備・改善を図ります。

##### (2) 交通拠点等へのアクセスの改善

鹿屋市街地や垂水港・志布志港など、主要な交通拠点等へのアクセスを改善するために、周辺市町と連携しながら、大隅地域全体の交通ネットワークの形成に努めます。

#### 第2項 道路整備の推進

##### (1) 骨格幹線道路の整備と機能の強化

大隅縦貫道の笠之原 I C以南の早期整備、高速道路網へのアクセス道路の整備とともに、国道269号の改良など、国・県に積極的な要請を図ります。

##### (2) 生活道路の整備

車社会に伴い、道路整備の要望はますます増加しています。引き続き、安全で、より快適・便利な通行を確保するため、計画的な補修工事や改良工事を行い、道路整備を推進します。



## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第4節 消防・防災体制の充実

#### 現状と課題

防災については、発生予測が困難な災害から町民の生命・財産を守るため、防災マップの作成や、地域担当職員の配置などを進めており、減災対策として、災害の発生に備えて気象観測装置を設置するなど行っています。

また、防災意識の高揚に向けては、定期的な避難訓練の実施など、地域防災計画に基づき取組を行っています。

このような中で、災害発生時は町民の主体的行動が大切であり、自助・共助・公助を基本とし、ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時要配慮者の把握に努めるとともに、避難支援個別プランの作成などきめ細かい避難・救助方法、連絡体制の確立と被災時の生活の確保を図る必要があります。

現在、本町の消防防災体制は、大隅肝属地区消防組合の常備消防と町消防団によって構成されていますが、町消防団11分団で団員定数300名に対し、令和2年1月1日現在253名で構成されています。自主防災組織は平成26年9月1日現在、100%となっており、地域消防分団と一体となった防災活動が図られています。

さらに、大規模な災害発生時に対応するため、鹿児島県内の北端と南端に位置し、約80kmの距離があり、隣接する市町に比べて同時に被災するリスクが低い湧水町と災害時相互応援協定を締結しました。

人口減少や少子高齢化等に伴い、消防団員数の減少・団員の高齢化が著しく、災害対策の多様化・広域化に対応するため、機能別消防団員、女性消防団員などの団員確保、自主防災組織による防災意識の向上、消防組合や消防団との連携の強化が必要となります。

#### 政策の基本方針

本町は、急傾斜地・土砂災害などの危険性の高い地形を多く有しています。そのため、町民の生命と財産を災害から守り、町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」を総合的に取り組みます。

また、非常備消防としての消防団については、若年層の加入促進、機能別消防団員や女性消防団員の育成など、消防力の強化を図ります。

さらに、災害時における避難所の整備などにより、地域の防災力を高めていきます。

あわせて、町民の消防・防災活動への参加促進と意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 施策の体系

#### 第1項 防災対策の推進

##### (1) 業務継続計画及び地域防災計画の推進

町民の生命と財産を守り、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりの推進のため、地域防災計画に基づき、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努めます。

また、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにする業務継続計画を推進します。

##### (3) 地域住民の防災意識の高揚

防災ボランティア養成講座の受講促進、定期的な避難訓練の実施、災害ボランティアの育成など、町民の防災意識の高揚と災害に対する備えを強化します。

##### (2) 自主防災組織の育成・充実

地域の実情に応じた防災体制の確立を図るため、自治会を中心とした自主防災組織の育成・充実に努めるとともに、要配慮者を対象とした避難行動支援個別計画の作成などきめ細かい避難・救助方法、連絡体制の確立と被災時の生活の確保を図ります。

##### (4) 南海トラフ地震対策の推進

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震から、町民の命を守り、地域社会や経済に与えるリスクを最小限に抑えるため、公共施設の耐震化をはじめ、防災公園や緊急避難場所の整備、土砂災害対策など、命を守るためのハード面からの対策を迅速に進めるとともに、対象地域における有効な避難方法を検討し、避難訓練の実施などを図ります。

#### 第2項 消防機能の強化

##### (1) 消防団への加入促進

地域で活動する若年者へのPR等の取組を進め、消防団への加入促進を図るとともに、女性消防団員の育成、機能別消防団員の育成に努めます。

##### (2) 消防団員の資質向上

車社会に伴い、道路整備の要望はますます増加しています。引き続き、安全で、より快適・便利な通行を確保するため、計画的な補修工事や改良工事を行い、道路整備を推進します。

##### (3) 消防施設及び資機材の整備

老朽化した消防資機材の計画的な更新と防火貯水槽、消火栓等の整備により、消防力の充実強化を図ります。

#### 【業務継続計画】

業務継続計画（Business Continuity Plan）とは、災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のことです。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 第5節 防犯・交通安全対策の推進

#### 現状と課題

交通安全対策については、警察署、交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全教室や法令講習、交通安全キャンペーン、交通安全立哨などを実施し、交通事故の防止、交通安全思想の普及啓発を図っています。

また、町交通安全協力員、町交通安全協会の協力により、交通障害となる交通危険地帯を正確に把握し、ロードミラー、防護柵等の設置・補修も行っています。

このような中で、警察署、交通安全協会、交通安全協力員などの協力のもと、交通安全施設の体系的な整備の推進を図るとともに、高齢者並びに低年齢層の交通事故防止を重点に町民総ぐるみによる交通安全対策を推進する必要があります。

近年、幼児・児童・生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発し、高齢者に対しては振り込め詐欺など非対面的な犯罪の増加が顕著となっています。本町では、警察、防犯組合連合会、地域が一体となり、防犯運動を展開し、防犯意識の高揚を図るとともに、子どもたちや高齢者に対する防犯対策の推進、青パト隊や交通安全母の会による子どもの見守り活動を行っています。

さらに、自治会における防犯灯の修繕、新設に対する助成なども行っており、安全な地域づくりを推進しています。

あわせて、行政、警察署、防犯組合連合、地域、家庭が緊密な連携体制を築き、多種多様な犯罪の防止に努め、安全で安心なまちづくりの創造を進めなければなりません。

#### 政策の基本方針

犯罪のないまちづくりの実現は、住民生活にとって最も重要なことです。そのため、町民、警察署、防犯組合連合、教育機関等と連携し、防犯体制の確立・強化を図ります。

また、交通安全施設の整備・充実を推進するとともに、町民や警察署、交通安全協会等との連携により、交通危険箇所の把握、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

さらに、交通安全意識の高揚と啓発のため交通安全活動を推進します。

## 第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

### 施策の体系

#### 第1項 交通安全対策の推進

##### (1) 交通安全意識の高揚

警察署など関係機関と連携しながら、各季の交通安全の啓発運動など、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るための交通安全活動を実施します。

特に、交通弱者の子供や高齢者に対しては、交通安全教育指導班や交通安全指導専門員等と連携し、交通事故から身を守る交通安全教育を推進します。

##### (2) 交通安全施設の整備

ロードミラー・防護柵等の施設の整備・修繕を行い、道路の環境不良による事故の撲滅に努めます。

#### 第2項 地域防犯体制の整備

##### (1) 地域防犯に関する協議会の運営

町民が安心して暮らせる環境づくりのため、町民、警察署、防犯組合連合など関係機関のネットワーク強化に努め、「地域防犯に関する協議会」を中心に防犯対策の強化を図ります。

##### (3) 防犯灯・防犯カメラ等の整備充実

防犯灯・防犯カメラの新設・増設により安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、自治会が管理する防犯灯・見守りカメラの整備・維持補修等への補助により、犯罪が発生しにくい環境づくりや高齢者・子どもの見守りに努めます。

##### (2) 子どもや高齢者等への防犯啓発の強化

犯罪弱者である高齢者などを対象とした防犯講習会やパンフレット等による防犯啓発、地域と学校の連携による子供の安心・安全の確保に努めます。また、観光客増加に伴う町外者の交通事故防止に努めます。

